

◎新潟県告示第413号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条）第15条第1項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした。

平成29年4月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務全部
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日
平成29年4月1日